

報道各位

新潟市福祉部

児童福祉法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の取消処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者名 NK. Growth Joy株式会社 (エヌケーグロースジョイ)

所在地 新潟市西区小針1丁目11番12号

代表者 代表取締役 神田 勝夫

2 対象事業所 (事業種別 放課後等デイサービス)

事業所名 Oli Oli A+ (オリオリエープラス)

所在地 新潟市中央区白山浦1丁目236番地9 大幸ビル1階

事業所名 Oli Oli A+3 ekolu (オリオリエープラスエコル)

所在地 新潟市西区大野町2706番地1 ヴィラスイートB棟

3 処分理由

事業所名	処分理由
Oli Oli A+	<ul style="list-style-type: none">・ 人員基準違反・ 不正請求・ 虚偽報告・ 虚偽答弁及び検査妨害・ 不正又は著しく不当な行為
Oli Oli A+3 ekolu	<ul style="list-style-type: none">・ 人員基準違反・ 不正請求・ 虚偽答弁及び検査妨害・ 不正の手段による指定申請

4 不利益処分の原因となる事実

(1) 人員基準違反

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の配置について、基準上の必要配置人員数を満たしていないにも関わらず、サービスを提供していた。

(2) 不正請求 (対象期間：令和元年9月から令和2年11月までのうち12か月)

人員基準上必要とされる員数に対し、人員欠如があったにも関わらず、減算を適用

せず不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

職員配置に関する加算について、要件を満たさないにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を本来実施すべきところ、その一部しか従業者に支給せず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

(3) 虚偽報告

令和2年12月4日に実施した監査において、実態とは異なる勤務表や賃金台帳を提出するなど、虚偽の報告を行った。

(4) 虚偽答弁及び検査妨害

令和2年12月4日に実施した監査において、勤怠管理においてタイムカードは使用していないと答えるなど、事実とは異なる虚偽の答弁を行った。また、従業員が使用しているタイムカードをロッカーに隠すなどし、検査を妨害した。

(5) 不正の手段による指定申請

指定申請時から、従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準が満たされている書類を作成、申請し、不正に指定を受けた。

(6) 不正又は著しく不当な行為

令和元年10月以降の人員基準及び各種加算の要件を満たしているように見せかけるため、実際には非常勤である職員を常勤と偽り、市へ提出する従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、実態と異なる虚偽の届出を行った。

5 徴収金

約3,500万円（加算金含む）

6 指定取消しの年月日

令和3年4月1日

7 行政処分の影響

01i 01i A+3 ekoluは現在休止しており、01i 01i A+の利用者については、区役所や基幹相談支援センターなどを通じて、次の利用先を積極的に手配し、影響を最小限にとどめるよう速やかに対応する。

問い合わせ先

（障がい福祉の処分内容について）

福祉部障がい福祉課 指定係 登坂 電話025-226-1241

（監査結果について）

福祉部福祉監査課 田宮 電話025-226-1182